

第58回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- ・ 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第58期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

株式会社サイネックス

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループを存続させていく上で、コンプライアンスの遵守を経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンス・マニュアル等の規程を制定し、取締役および使用人が遵守する体制を整備する。
 - ロ. コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス責任者を任命してコンプライアンス推進に関する会議体を所管させ、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上をはかる。
 - ハ. 当社グループにおける財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムおよびその運用の有効性を評価する体制の整備を適切に進めていく。
 - ニ. 当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を設置する。
 - ホ. 当社グループにおける業務執行の実施状況を点検・監視し、不備な点があれば自立的に改善するため、組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設ける。
 - ヘ. 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき企業行動憲章や役員行動規範等を策定し、社内への周知徹底をはかる。また、事故発生時には、所轄の警察署等関係行政機関や、法律の専門家と連携して、速やかな対処をおこなう。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、法令や文書管理規程等の社内規程に基づきおこなう。
 - ロ. 取締役の職務の執行にともない取得する個人情報については、個人情報保護方針を定め、個人情報保護遵守に努める。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループの事業を取り巻く損失の危険に対して、課題の抽出・把握、対応策の検討ならびに全社への情報伝達など、リスク発生時に迅速で適切な対応をおこなう組織を構築するため、当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジ

- メント基本規程を制定する。
- ロ. リスクマネジメント基本規程に基づき、当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメントに関する会議体を設置する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 当社グループは、取締役会において、経営の基本方針や会社法等法令・社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督する。
- ロ. 当社グループは、各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的におこなう。
- ハ. 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき業務執行を担う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、社内規程に基づき当社取締役会の決議によりおこなう。
- ロ. 当社グループの業務の適正を確保するため、子会社担当執行役員は、社内規程に基づき子会社業務全般を統括する。
- ハ. 当社グループの経営管理状態を定期的に調査するため、子会社に対し、経営管理に関する支援および指導をおこなう。
- ニ. 内部監査室は、グループ全体の経営目標の達成の観点から、子会社の内部監査をおこなう。
- ホ. 子会社担当執行役員は、関係会社管理規程に基づき、経営上重要な事項について、取締役会に報告をおこなう。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の指示に従い、その職務を補助する。
- ロ. 監査等委員会事務局に所属する使用人の採用、異動、人事考課、給与および懲戒については、あらかじめ、監査等委員会の同意を要するものとする。

ハ．監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務をおこなう。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社および子会社の取締役、使用人および子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従いただちに当社の監査等委員会に報告する。

ロ．当社の常勤の監査等委員を当社グループの社内通報制度の担当窓口とする。

ハ．監査等委員会に報告をおこなった者に対して、当該報告をおこなったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもおこなわないものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

イ．監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議等への出席もしくは議事録等の閲覧を求めることができるとともに、当社および子会社の業務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる体制を整える。

ロ．内部監査室は、監査等委員会に対し、内部監査の実施状況、結果について報告をおこなう。

ハ．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払い、または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアル等の規程を整備し、社内グループウェアで公開し、取締役および使用人が遵守する体制を整備するとともに、コンプライアンスに関する会議体を定期的開催し、コンプライアンスに関する課題の抽出、習熟度合の確認等おこなっております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制システムおよびその運用の有効性を代表取締役社長直属の内部監査室が評価しております。

当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口

を常勤の監査等委員に委嘱し、社内通報制度を設けております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、新規取引先については、反社チェックをおこなうとともに、取引契約において、反社会的勢力との関係が明らかになった場合は、契約を解除する旨規定しております。

② 情報の保存および管理体制

職務上重要な文書は文書管理規程に基づき、適切に管理をおこない、その管理状況について、監査等委員会および内部監査室による定期的な監査を受けております。

また、個人情報については、個人情報保護方針を定め、全社員に周知するとともに、個人情報保護規程等を制定し、個人情報の適切な取得、利用、管理をおこなうとともに、個人情報の漏洩、滅失またはき損等の障害発生時には、迅速に対応できる体制を構築しております。

③ リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジメント基本規程を制定し、同規程に基づくリスクマネジメントに関する会議体を定期的開催しております。

④ 取締役の職務の執行体制

取締役会において、経営の基本方針や法令・社内規程等に定める重要事項を決定し、また、代表取締役社長、執行役員の実務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督しております。

各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を稟議規程に基づき、適切におこなっております。

⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、当社取締役会において決議するとともに、担当の執行役員が業務全般を統括し、適宜当社取締役会に報告をおこなっております。

⑥ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視および検証を前提として、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、当社および子会社の業務および財産に関する調査ならびに取締役、執行役員、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証等をおこなっております。当該検証等の結果、必要に応じて、取締役会に対する報告もしくは提案、使用人に対する助言もしくは勧告、または取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる体制を整えております。

連結株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	750,000	1,047,847	5,973,184	△516,950	7,254,081
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△70,099		△70,099
親会社株主に帰属する 当期純利益			312,889		312,889
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	242,789	-	242,789
当連結会計年度末残高	750,000	1,047,847	6,215,974	△516,950	7,496,871

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	9,590	4,958	14,549	-	7,268,631
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			-		△70,099
親会社株主に帰属する 当期純利益			-		312,889
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	4,793	△7,658	△2,865	-	△2,865
当連結会計年度変動額合計	4,793	△7,658	△2,865	-	239,924
当連結会計年度末残高	14,384	△2,699	11,684	-	7,508,556

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 4社
- ② 連結子会社の名称
 - 株式会社サイネックス・ネットワーク
 - 株式会社エルネット
 - 株式会社ベック
 - 株式会社マルヤマ歯科商店

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・ デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・メディア事業の主要な事業であるテレパル50の事業については、地域単位で広告媒体として企画・発行していますが、地域住民への配布等を行うことで役務が完了し売上を認識しております。一方、わが街事典の事業については、官民協働の精神に基づき協働で行政情報誌を製作し、自治体に納品することで役務が完了し売上を認識しております。又、わが街NAVI等の広告販売モデルでは、広告掲載により役務が完了し売上を認識しております。

・ICT事業の主要な事業であるCMS型ホームページ再構築サービス、AIチャットボット等については納品時に、役務が完了するため売上を認識しております。一部の取引については、契約期間にわたり収益を認識しております。また、財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務に

については手数料に相当する純額を売上として計上しております。

・ロジスティクス事業の主要な事業であるDM等発送代行事業は、顧客のDM企画から運送までをトータルでサポートするサービスであり郵便物の差出をもって役務が完了し売上や費用を認識していません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～15年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損（のれん）

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 231,216千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、企業買収により発生したのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力はその効果の及ぶ期間にわたって発現するかに着目し、事業計画の達成状況等を確認することにより、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、上記ののれんについて、減損の兆候はありません。

減損の兆候の有無の把握に用いた事業計画には、将来の事業環境の予測が含まれており、見積りの不確実性があります。見積りの前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,617,951千円

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,470,660株	一株	一株	6,470,660株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月29日定時株主総会	普通株式	70,099	12.5	令和4年3月31日	令和4年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定 の 種類	株式 の 種類	配当金の 総額(千円)	配 当 の 原 資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和5年6月 29日定時株主 総会	普通株式	70,099	利益剰余金	12.5	令和5年 3月31日	令和5年 6月30日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金については、主に自己資金で賄っておりますが、必要に応じて金融機関からの借入により資金調達をしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式と債券（社債）であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、従来運転資金（主として短期）でありましたが、新本社ビル建設資金及び新型コロナウイルス感染症拡大による影響に備えた手元流動性確保のため、令和2年7月に複数の金融機関より合計36億5千万円の借入（内1億5千万円は短期借入金からの借換）を実行しました。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額199,640千円）は、「(1) その他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)(*)	時価(千円)(*)	差額(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	549,583	549,583	—
(2) 長期借入金	(3,362,909)	(3,312,991)	(49,918)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	257,010	292,573	—	549,583

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,312,991	—	3,312,991

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式、投資信託等は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格等によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しております。株式、投資信託等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券等はレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の資金調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、京都府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用マンションや賃貸オフィスビルを所有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルについては、本社用不動産として保有する不動産の一部を賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	当連結会計年度末の時価 (千円)
	当連結会計年度末	
賃貸等不動産	1,030,099	970,561
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	640,179	502,475

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整したものを含む。）であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						合計
	メディア	ICT	ロジステイクス	ヘルスケア	投資	計	
一時点で移転される財	6,242,102	1,875,482	4,369,525	1,024,711	—	13,511,822	13,511,822
一定の期間にわたり移転される財	439,251	261,046	—	—	—	700,297	700,297
顧客との契約から生じる収益	6,681,354	2,136,529	4,369,525	1,024,711	—	14,212,119	14,212,119
その他の収益	—	—	—	—	81,501	81,501	81,501
外部顧客への売上高	6,681,354	2,136,529	4,369,525	1,024,711	81,501	14,293,621	14,293,621

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産と契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,644,478
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,510,950
契約負債（期首残高）	333,293
契約負債（期末残高）	406,482

契約負債は、連結貸借対照表上、「前受金」に計上しております。契約負債は、主に広告掲載に関連して顧客から受領した未到来期間分の前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、315,201千円（税込み）であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は2,361,785千円であります。

当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内から5年以内の間で収益が認識することを見込んでいます。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,338円90銭

(2) 1株当たり当期純利益 55円79銭

株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 途 剰 余 金	利 益 剰 余 金 準 備 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	750,000	552,095	495,752	1,047,847	20,890	4,962,720	706,783	5,690,394
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立				—		200,000	△200,000	—
剰余金の配当				—			△70,099	△70,099
当期純利益				—			287,489	287,489
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—				—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	200,000	17,390	217,390
当 期 末 残 高	750,000	552,095	495,752	1,047,847	20,890	5,162,720	724,173	5,907,784

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△516,950	6,971,292	9,590	9,590	6,980,883
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立		—		—	—
剰余金の配当		△70,099		—	△70,099
当期純利益		287,489		—	287,489
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	4,793	4,793	4,793
当期変動額合計	—	217,390	4,793	4,793	222,183
当 期 末 残 高	△516,950	7,188,682	14,384	14,384	7,203,066

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・メディア事業の主要な事業であるテレパル50の事業については、地域単位で広告媒体として企画・発行していますが、地域住民への配布等を行うことで役務が完了し売上を認識しております。一方、わが街事典の事業については、官民協働の精神に基づき協働で行政情報誌を製作し、自治体に納品することで役務が完了し売上を認識しております。又、わが街NAVI等の広告販売モデルでは、広告掲載により役務が完了し売上を認識しております。
- ・ICT事業の主要な事業であるCMS型ホームページ再構築サービス、AIチャットボット等については納品時に、役務が完了するため売上を認識しております。一部の取引については、契約期間にわたり収益を認識しております。また、財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務については手数料に相当する純額を売上として計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 831,913千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、関係会社株式について、株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、減損処理を行うこととしております。また、企業買収において、超過収益力を反映して関係会社株式の取得を行った場合は、超過収益力が見込めなくなり、これを反映した実質価額が取得原価の50%以上低下している場合に、減損処理を行うこととしております。

当社は、超過収益力が見込めなくなったか否かについて、事業計画の達成状況等を確認することにより、毀損の有無を判断しております。

関係会社株式の評価に用いた事業計画には、将来の事業環境の予測が含まれており、見積りの不確実性があります。見積りの前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,579,822千円

(2) 保証債務

連結子会社株式会社エルネットの日本郵便株式会社に対する後納郵便料金等の支払債務に対し、保証限度額 900,000千円の保証債務を行っております。

株式会社エルネット ……………423,494千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 ……………41,469千円

短期金銭債務 ……………55,307千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	4,621千円
営業費用	391,626千円
営業取引以外の取引	13,687千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	862,677株	一株	一株	862,677株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	9,496千円
賞与引当金	41,875千円
投資有価証券評価損	24,413千円
退職給付引当金	357,271千円
役員退職慰労引当金	29,368千円
会員権評価損	12,924千円
貸倒引当金	2,039千円
減損損失	50,271千円
その他	15,126千円
繰延税金資産小計	542,788千円
評価性引当額	△72,420千円
繰延税金資産合計	470,368千円
繰延税金負債	
その他	7,514千円
繰延税金負債合計	7,514千円
繰延税金資産の純額	462,854千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 エルネット	所有 直接100%	役員の兼務 営業上の取引	債務保証 (注)	423,494	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 同社の仕入債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,284円43銭

(2) 1株当たり当期純利益 51円26銭